

古典の中の人とからだ (4)

——レビ記の中から——

平 沢 彌一郎*¹⁾・白 井 永 男*²⁾

Man and Body Described in the Classics (4)

——Man and body described in the LEVITICUS——

Yaichiro HIRASAWA and Nagao USUI

ABSTRACT

There have been many studies of the origin of “קֹדֶשׁ” (qōdesh, holy) as it appears in LEVITICUS in the Old Testament. Among them, the interpretation in Akkadian language is most generally accepted, in which the word “קֹדֶשׁ” is regarded as equivalent for “bright” and “shining”. The definition of relationships between “holiness” and “glory” or “fire” is also given in this context.

Another dominant view is from the edition of Baudissin's (Graf von Wolf Wilhelm 1847-1926). He used the word “detachment” in determining the meaning of “קֹדֶשׁ”. The characteristics of God are defined by his detachment from all existence. Thus, what is related to Him should be qualified as “holy”.

In LEVITICUS we find the most clear and concrete description of the holiness of God, God's relationship with man and man's with his body, enabling us to grasp the holiness of God.

The author of LEVITICUS seems to be overwhelmed by perfect love of God, suggesting that love of God should be revealed to us through God's holiness.

CAP. XIX יט

CHAPTER 19₁₋₄

וַיְדַבֵּר יְהוָה אֶל־מֹשֶׁה לֵאמֹר: 2 דַּבֵּר אֶל־כָּל־עֲדַת בְּנֵי
the company the all to of sons of Speak ,saying ,Moses to Jehovah And spoke
יִשְׂרָאֵל וְאָמַרְתָּ אֲלֵהֶם קְדוֹשִׁים תְּהִינּוּ כִּי קְדוֹשׁ אֲנִי יְהוָה
Jehovah I ,(am) holy for ,are You holy ,them to you and say shall ,Israel

*¹⁾ 放送大学教授 (保健体育)

*²⁾ 放送大学助教授 (保健体育)

אֱלֹהֵיכֶם : 3 אִישׁ אָמוֹ וְאָבִיו וְאִמּוֹ תִירָאוּ וְאֶת־שַׁבְּתוֹתַי תִּשְׁמְרוּ
 ;keep My Sabbaths and shall fear his and ,father his mother Each man .God your
 אֱלֹהֵיכֶם : 4 אֱלֹהֵיכֶם אֵלֵיכֶם תִּפְּנוּ וְאֱלֹהֵי מִסְכָּה
 casted and gods ;idols the to turn Do not yourselves .God your Jehovah I (am)
 לֹא תַעֲשׂוּ לָכֶם יְהוָה אֱלֹהֵיכֶם :
 .God your Jehovah I (am) ;you for shall you make not

- 19 1ヤハウエはモーセに言う、
 2「イスラエールの人々の全会衆に言え、
 『お前たちの神、ヤハウエであるわたしは、
 聖であるのだからお前たちも聖でなければならない。
 3お前たちは、自分の母と父とを畏れよ。
 また、わたしの安息日を守れ。
 わたしは、お前たちの神、ヤハウエだ。
 4偶像の神にまどわされるな。
 5また、自分の都合のよい神々を鑄造するな。
 わたしはお前たちの神、ヤハウエだ。

(平沢私訳)

15₁₆₋₁₈

16 וְאִישׁ כִּי־תֵצֵא מִמֶּנּוּ שִׁבְבַת־זֶרַע וְרָחַץ
 he then bathe shall semen from him goes if out a And man
 בְּמֵי־מַיִם אֶת־כָּל־בְּשָׂרוֹ וְטָמֵא : 17 וְכָל־בְּגָדוֹ וְכָל־
 and every .garment And every the until .evening be and unclean his ,flesh all in water
 עַד־זֶרַע אֲשֶׁר־יְהִיָּה עָלָיו שִׁבְבַת־זֶרַע וְכִבֵּם בְּמֵי־מַיִם וְטָמֵא עַד־
 until shall and with be shall unclean be ,water washed semen on it shall be which lea- ther
 הָעָרֶב : 18 וְאִשָּׁה אֲשֶׁר יִשְׁכַּב אִישׁ אִתָּהּ שִׁבְבַת־זֶרַע וְרָחַץ
 bathe shall semen an with of emission with her man a lies who a And woman the .evening
 בְּמֵי־מַיִם וְטָמֵא : עַד־הָעָרֶב
 the .evening until be and unclean with ,water

(遂語英訳は Jay P. Green, Sr. による)

- 15 16もし人が精液を漏らすことがあったならば、
 全身を水の中に入れて浸さなければいけない。
 彼は夕方まで汚れたままである。
 17精液のついた着物や皮で作った物は、すべて
 水で流さなければいけない。これも夕方まで
 汚れたままである。
 18もし男が女と寝ていて精液を漏らすことがあったならば、



沐浴する女

赤土焼, 8.3×10.8 cm.

アクジブのエル・コラース墳墓出土 (1943年).

B. C. 9~6世紀.

パレスチナ考古学博物館所蔵.

(新聖書大辞典・キリスト新聞社より引用)

彼らは共に水で体を清めなければいけない。

彼らは夕方まで汚れたままである。

(平沢私訳)

I. はじめに

レビ記という書名は、ギリシャ語七十人訳聖書の書名 *Λευιτικόν*, ラテン語訳のウルガタの *Leviticus* によったものである。ヘブル原典では、他の書名と同じく、本書の最初の語 *וַיִּקְרָא* (*wayyigrā'*) "And he called" 「そして彼は呼び」をもって書名としている。タルムードでは、本書の内容から推して *תורת כהנים* (*tōrat koh'nīm*, 祭司規制) と

呼んでいる。

本書は旧訳の第1部に当たるトーラー（律法）の第3の位置におかれている。第1書の創世紀は、天地宇宙と人類の創造からアブラハムの神の顕示、アブラハムを通してその子孫への祝福、そしてエジプトにおけるヨセフの死まで、第2書の出エジプト記はシナイ山において主なる神がイスラエル民族との間に締結された契約とその内容、更に幕屋について、そして第3書の「レビ記」においては、幕屋における祭司の職務と、イスラエルの民族生活におけるあらゆる分野にわたる規則を記し、その規則の神聖であること、神の民としてのイスラエル民族に要求される聖潔について規定している。本書がシナイにおける契約を中心としている「出エジプト記」と、シナイ山から約束の地に至るイスラエル民族の旅を記す「民数記」との中間に存在することの意味を考えなければならない。

さて、本書の中に示されている数々の規則の中に、「人とからだ」に関する文字が読む者をして圧倒するほど多く用いられている。本研究において、日本聖書協会訳の「レビ記」の中からそれを拾い上げたところ、64種類が452回にわたって使用されていることが明らかとなった。そこで、本書の内容分解表（表1）を作成し、その内容に従って用語が何回使用されているかをまとめた（表2）。これらの作業から、使用されている用語は大別して次の三つに分類された。

1. 身体各部位の用語
2. 生命に関する用語
3. からだの状態を表わす用語

本書で「身体各部位」に関する用語として、最も多く使用されているものは「手」（38回）である。聖書は、手の動作をもって種々の表象としている。手をあげることは民への祝福（レビ9：22）、神に対する祈り（詩篇28：2, 63：4, Iテモ2：8）であった。しかし、本書に使用されている「手」は、その冒頭において、神に捧げるべきものの位置に対して、正確に置かなければならないことを示している。すなわち、犠牲獣の頭に「手」を置いてこれに罪を負わせた（1：4）。人が神の意志を正確につたえるためには、その人の「手」によるものであるという古代イスラエルの思想には、興味深いものがある。

次に「生命に関する用語」では、「死ぬ」、「殺す」、「命」が33回、さらに「からだの状態を表わす」用語の中では、「らい病」が31回使用されている。これらの用語の頻数の多いことは、本書の特長の一つを表わしているといえよう。

レビ記の内容分解表（表1）
□ 犠牲の規定（第1章～第7章）

		個 所
A	会衆に関する規定	
	1	燔 祭
	2	素 祭
		1： 1- 6： 7
		1： 3-17
		2： 1-16

	3	酬恩祭	3: 1-17
	4	罪 祭	4: 1- 5: 13
	5	愆祭	5: 14- 6: 7
B		祭司に関する規定	6: 8- 7: 38
	1	燔 祭	6: 8-13
	2	素 祭	6: 14-18
	3	大祭司の素祭	6: 19-23
	4	罪 祭	6: 24-30
	5	愆 祭 (補則) 燔祭と素祭における祭司の分	7: 1- 7 7: 8-10
	6	酬恩祭 (補則) ① 血と脂肪の食用禁止 ② 酬恩祭における祭司の分 ③ 祭司の分の結語 ④ 補記	7: 11-21 7: 22-27 7: 28-34 7: 35-36 7: 37-38

□ 祭司に関する規定 (第8章～第10章)

A		祭司の聖別	8: 1-36
	1	準 備	8: 1- 5
	2	洗い清め, 祭服着用, 油注ぎ	8: 6-13
	3	罪 祭	8: 14-17
	4	燔 祭	8: 18-21
	5	任職祭	8: 22-36
B		祭司の祭儀執行	9: 1-24
	1	準 備	9: 1- 7
	2	祭司のための供え物 ① 罪祭 ② 燔祭	9: 8-14 9: 8-11 9: 12-14
	3	会衆のための供え物 ① 罪 祭 ② 燔 祭 ③ 素 祭 ④ 酬恩祭	9: 15-21 9: 15 9: 16 9: 17 9: 18-21
	4	主の栄光の顕現	9: 22-24
C		祭司の最初の過失と懲罰	10: 1-20
	1	ナダブとアビブの死	10: 1- 5
	2	喪につくことの禁止	10: 6- 7
	3	祭司の禁酒	10: 8-11

	4	素祭と酬恩祭における祭司の所得	10：12-15
	5	民の罪祭の肉の処分	10：16-20

□ 浄、不浄の律法（第11章～15章）

	1	動物、魚、昆虫の浄、不浄	11：1-47
	2	出産による汚れと、その清め	12：1-8
	3	らい病の判定	13：1-59
	4	その清め	14：1-57
	5	性的流れ物による汚れ	15：1-33

□ 贖罪の日の儀式（第16章）

□ 聖潔法典（第17章～第26章）

□ 誓願の供え物と十分の一の供え物（第27章）

II. 用語の使用箇所〔表2：(1)～(6)〕

(1) 犠牲の規定（1：1-7：30）

章と節	使用箇所
1-4	獣の頭に手を置かなければならない
3-2	その供え物の頭に手を置き
3-8	その供え物の頭に手を置き
3-13	その頭に手を置き
4-4	その子牛の頭に手を置き
4-6	祭司は指をその血に浸して
4-13	そのことが会衆の目に隠れていても
4-15	その子牛の頭に手を置き
4-17	祭司は指をその血に浸し
4-24	そのやぎの頭に手を置き
4-25	祭司は指でその罪祭の血を取り
4-29	その罪祭の頭に手を置き
4-30	祭司は指でその血を採り
4-33	その罪祭の頭に手を置き
5-4	みだりにくちびるで誓い
6-2	手にした質草
7-20	もし人がその身に汚れがあるのに
7-30	火祭は手ずからこれを

(2) 祭司に関する規定（8：7-10：9）

章と節	使用箇所
-----	------

8- 7	エポデを身に結いつけ
8- 9	その頭に帽子をかぶらせ
8-12	アロンの頭に注ぎ
8-13	頭巾を頭に巻かせた
8-14	雄牛の頭に手を置いた
8-18	雄羊の頭に手を置いた
8-22	雄羊の頭に手を置いた
8-23	アロンの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつけた
8-24	その血を彼らの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつけた
8-27	これをすべてアロンの手と、その子たちの手に渡し
8-28	モーセはこれを彼らの手から取り
9- 9	彼は指をその血に浸し
9-22	アロンは民にむかって手をあげて
10- 2	彼らは主の前に死んだ
10- 6	あなたがたは髪 <u>の毛</u> を乱し……あなたがたが死ぬことのないため
10- 7	あなたがたが死ぬことのないように
10- 9	死ぬことのないように

(3) 浄, 不浄の律法 (11: 43-15: 32)

章と節	使用箇所
11-43	あなたがたの身を忌むべきものとしてはならない……これをもって身を汚し
11-44	あなたがたの身を汚してならない
12- 2	女がもし身ごもって男の子を産めば……月のさわりの日かずほど汚れる
12- 3	その子の前の皮に割礼を施さなければならない
12- 4	血の清めに
12- 5	もし女の子を産めば月のさわりと同じように汚れる……血の清めに
12- 7	その出血の汚れが清まる……産んだ女のためのおきてである
12- 8	子羊に手が届かないとき
13- 2	人がその身の皮に腫あるいは吹出物……その身の皮にらい病の患部のようになる
13- 3	祭司はその身の皮の患部を見、その患部の毛がもし白く変り……その身の皮よりも深く見えるならば、それはらい病の患部である
13- 4	もしまたその身の皮の光る所が白くて、皮よりも深く見えず、……また毛も白く変わっていない
13- 5	患部が皮に広がっていない
13- 6	患部が皮に広がっていない……これは吹出物である
13- 7	その吹出物が皮に広がっている……その身を見せなければならない
13- 8	その吹出物が皮に広がっている……これはらい病である
13- 9	もし人にらい病の患部があるならば
13-10	その皮に白い腫がありその毛も白く変り、かつその腫に生きた生肉が見える
13-11	古いらい病がその身の皮にある
13-12	もしらい病が広く皮に出て、そのらい病が、その患者の皮を頭から足まで
13-13	もしらい病がその身をことごとくおおっていれば
13-14	もし生肉がその人に
13-15	祭司はその生肉を見て……生肉が汚れたものであって、それはらい病である
13-16	その生肉が再び白く変るなら

- 13-18 また身の皮に腫物があつたが
- 13-19 その腫物の場所に白い腫
- 13-20 もし皮よりも低く見えその毛が白く変つていれば……それは腫物に起つたらい病の患部だから
- 13-21 その所に白い毛がなく、また皮よりも低い所がなく
- 13-22 皮に広くひろがつている
- 13-23 それは腫物の跡である
- 13-24 身の皮にやけどがあつて、そのやけどの生きた肉が
- 13-25 光る所にある毛が白く變つて、そこが皮よりも深く見えるならば……これはやけどに生じたらい病である……これはらい病の患部
- 13-26 白い毛がなく、また皮よりも低い所がなく
- 13-27 もし皮に広くひろがつているなら……らい病の患部だから
- 13-28 皮に広がらずに……これはやけどの腫である……これはやけどの跡だから
- 13-29 頭またはあごに
- 13-30 皮よりも深く見え……黄色の細い毛がある……それはかいせんであつて、頭またはあごのらい病だから
- 13-31 かいせんの患部を見て、もしそれが皮よりも深く見えず、またそこに黒い毛が……そのかいせんの患者を
- 13-32 かいせんがもし広がらず、またその黄色の毛がなく、そのかいせんが皮より
- 13-33 身をそらなければならない……そのかいせんをそつてはならない……そのかいせんのある者を
- 13-34 そのかいせんを見なければならぬ そのかいせんが皮に広がらず、またそれが皮よりも深く見えない
- 13-35 そのかいせんが皮に広くひろがる
- 13-36 そのかいせんが皮に広がっているなら……黄色の毛を捜す
- 13-37 そのかいせんの様子に……黒い毛が生じているならば、そのかいせんは直つた
- 13-38 その身の皮に
- 13-39 その身の皮の……ただ白せんがその皮に生じた
- 13-40 その頭から毛が抜け落ちて、それがはげならば清い
- 13-41 その額の毛が抜け落ちて、それが額のはげならば清い
- 13-42 そのはげ頭または、はげ額に……そのはげ頭または、はげ額にらい病が発した
- 13-43 そのはげ頭または、はげ額の患部の腫が……身の皮にらい病があらわれている
- 13-44 らい病に冒された……患部が頭にある
- 13-45 らい病人は、その衣服を裂き、その頭を現し、その口ひげをおおつて
- 13-46 その患部が身にある日の間
- 13-47 らい病の患部が
- 13-49 これはらい病の患部である
- 13-51 その患部は悪性のらい病であつて
- 13-52 これは悪性のらい病である
- 13-59 らい病の患部について
- 14- 2 らい病人が清い者とされる
- 14- 3 もしらい病の患部が
- 14- 7 らい病から清められる
- 14- 8 毛をことごとくそり落し、水に身をすすいで
- 14- 9 毛をことごとくそらなければならない……頭の毛も、ひげも、まゆも……水に身をすすいで
- 14-14 右の耳たぶと、右の手の親指と、右の足の親指とにつけなければならない

14-15	自分の左の <u>手のひら</u> に <u>注ぎ</u>
14-16	<u>右指</u> を左の <u>手のひら</u> にある油を浸し、その <u>指</u> をもって
14-17	<u>手のひら</u> にある…… <u>右の見たぶと</u> 、 <u>右の手の親指</u> と、 <u>右の足の親指</u> とに
14-18	祭司は <u>手のひら</u> に…… <u>清められる者の頭</u> につけ
14-21	それに <u>手が届かない</u> 時
14-22	その <u>手の届く</u>
14-25	右の <u>耳たぶと</u> 、 <u>右の手の親指</u> と、 <u>右の足の親指</u> とにつけなければならない
14-26	その油を自分の左の <u>手のひら</u> に <u>注ぎ</u>
14-27	その <u>右の指</u> をもって左の <u>手のひら</u> にある油を
14-28	その <u>手のひら</u> にある油を、 <u>清められる者の右の耳たぶと</u> 、 <u>右の手の親指</u> と、 <u>右の足の親指</u> とに
14-29	<u>手のひら</u> に残っている油を、 <u>清められる者の頭</u> につけ
14-30	その <u>手の届く</u>
14-31	その <u>手の届く</u> ものの一つを
14-32	これは <u>らい病</u> の患者で、…… <u>手の届かない者</u> のためのおきて
14-34	<u>らい病</u> の患部を
14-44	悪性の <u>らい病</u> であって
14-54	<u>らい病</u> のすべての患部、 <u>かいせん</u>
14-55	衣服と家の <u>らい病</u>
14-56	ならびに <u>腫</u> と、 <u>吹出物</u> と
14-57	これが <u>らい病</u> に関するおきて
15- 2	その <u>肉</u> に <u>流出</u> があれば
15- 3	その <u>肉</u> の <u>流出</u> が続いても……その <u>肉</u> の <u>流出</u> が止まっても
15- 5	水に <u>身をすす</u> がなければならない
15- 6	水に <u>身をすす</u> がなければならない
15- 7	<u>流出</u> ある者の <u>肉</u> に……水に <u>身をすす</u> がなければならない
15- 8	<u>流出</u> ある者の <u>つばき</u> が……水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-10	水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-11	水で <u>手を洗</u> わずに……水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-13	<u>流れ水</u> に <u>身をすす</u> がなければならない
15-16	人がもし <u>精</u> を漏らすことがあれば、その <u>全身</u> を水に <u>すす</u> がなければならない
15-17	<u>精</u> のついた衣服
15-18	女と寝て <u>精</u> を漏らすことがあれば、彼らは共に水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-19	その <u>身の流出</u> がもし <u>血</u> であるならば
15-21	水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-22	水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-24	その不浄を <u>身</u> に <u>うける</u> ならば
15-25	<u>血</u> の <u>流出</u> がある
15-27	水に <u>身をすす</u> がなければならない
15-31	汚れのために <u>死ぬ</u>
15-32	<u>精</u> を漏らして汚れるもの

(4) 贖罪の日の儀式 (16:1-31)

章と節	使用箇所
16- 1	主の前に近づいて <u>死んだ</u>
16- 2	<u>死</u> を免れるため

16- 4	ももひきをその <u>身</u> にまとい……水に <u>身</u> をすすいで
16-12	薫香を <u>両手</u> いっぱい取って
16-13	彼は <u>死</u> を免れる
16-19	また <u>指</u> をもって
16-21	やぎの <u>頭</u> に <u>両手</u> をおき……定めておいた人の <u>手</u> によって
16-24	水に <u>身</u> をそそぎ
16-26	水に <u>身</u> をすすがなければならない
16-28	水に <u>身</u> をすすがなければならない
16-29	<u>身</u> を悩まし
16-31	<u>身</u> を悩まさなければならない

(5) 聖潔法典 (17: 4-26: 45)

章と節	使 用 箇 所
17- 4	<u>血</u> を流した者…… <u>血</u> を流したゆえ
17-10	わたしの <u>顔</u> を向け
17-11	<u>肉</u> の命は <u>血</u> にあるから…… <u>血</u> は <u>命</u> である
17-14	すべて <u>肉</u> の命は、その <u>血</u> と一つだから……すべて <u>肉</u> の命はその <u>血</u> だから
17-15	水に <u>身</u> をすすがなければならない
17-16	<u>身</u> をすすがないならば
18-19	月の <u>さわり</u> の
18-20	<u>身</u> を汚してはならない
18-23	<u>身</u> を汚してはならない
18-24	<u>身</u> を汚してはならない
18-30	<u>身</u> を汚してはならない
19-14	<u>耳</u> しいを、のろってはならない…… <u>目</u> しいの前につまずく物を置いてはならない
19-16	隣人の <u>血</u> にかかわる偽証
19-17	罪を <u>身</u> に負ってはならない
19-19	衣服を <u>身</u> につけてはならない
19-20	殺されることはない
19-27	<u>びん</u> の毛を切ってはならない…… <u>ひげ</u> の両端をそこなってはならない
19-28	死人のために <u>身</u> を傷つけてはならない…… <u>身</u> に入墨をしてはならない
19-32	白髪の人の前では
20- 2	殺されなければならない
20- 3	<u>顔</u> をその人に向け
20- 4	この事に <u>目</u> をおおい、これを殺さないならば
20- 5	<u>顔</u> をその人とその家族とに向け
20- 6	<u>顔</u> をその人に向け
20- 9	殺されなければならない……その <u>血</u> は彼に帰するであろう
20-10	殺されなければならない
20-11	殺されなければならない……その <u>血</u> は彼らに帰するであろう
20-12	殺されなければならない……その <u>血</u> は彼らに帰するであろう
20-13	殺されなければならない……その <u>血</u> は彼らに帰するであろう
20-15	殺されなければならない
20-16	殺されなければならない……殺されるべきである……その <u>血</u> は彼らに帰するであろう
20-17	その姉妹の <u>はだ</u> を見、女はその兄弟の <u>はだ</u> を見るならば……人々の <u>目</u> の前で
20-18	月の <u>さわり</u> のある女と寝て、その <u>はだ</u> を現すならば……自分の <u>血</u> の源を現した

- 20-20 死ぬであろう
- 20-25 身を忌むべきもの
- 20-27 石で撃ち殺さなければならない……その血は彼らに帰するであろう
- 21- 1 死人のために、身を汚す者
- 21- 3 その身を汚してもよい
- 21- 4 身を汚してはならない
- 21- 5 頭の頂をそってはならない……ひげの両端をそり落としては……身に傷をつけてはならない
- 21- 9 その身を汚すならば
- 21-10 頭に注ぎ油を……髪の毛を乱してはならない
- 21-11 死人のところに、はいってはならない……身を汚してはならない
- 21-17 身に傷のある者は
- 21-18 身に傷のある者は……すなわち、目しい、足なえ、鼻のかけた者、手足のつりあいの者
- 21-19 足の折れた者、手の折れた者
- 21-20 せむし、こびと、目にきずのある者、かいせんの者、かさぶたのある者、こうがんのつぶれた者などである
- 21-21 身にきずのある者……身にきずがあるから
- 21-23 身にきずがあるから
- 22- 3 汚れた身をもって
- 22- 4 らい病の者……死体によって汚れた物に触れた者、精を漏らした者
- 22- 6 その身を水にすすがない
- 22- 8 身を汚してはならない
- 22- 9 罪を獲て死ぬ
- 22-25 異邦人の手から
- 23-27 身を悩まし
- 23-29 身を悩まさない者
- 23-32 身を悩まさなければならない
- 24-10 イスラエルの女の産んだ子
- 24-11 イスラエルの女の産んだ子
- 24-14 手を彼の頭に置かせ
- 24-16 殺されるであろう……殺されなければならない
- 24-17 人を撃ち殺した者は、必ず殺されなければならない
- 24-19 隣人に傷を負わせる
- 24-20 骨折には骨折、目には目、歯には歯をもって、人に傷を負わせたように
- 24-21 人を撃ち殺した者は殺されなければならない
- 25-39 身を売るときは
- 25-42 身を売って
- 25-47 身を売った場合
- 25-48 身を売った後でも
- 25-50 自分の身を売った年から
- 25-53 あなたの目の前で
- 26-16 肺病と熱病をもって、あなたがこの目を見えなくし、命をやせ衰えさせる
- 26-17 顔をあなたがたに向けて
- 26-25 疫病を送り、あなたがたは敵の手にわたされる
- 26-29 自分のむすこの肉を食べ、また自分の娘の肉を食べる
- 26-30 死体を投げ捨てて

26-41	無割礼の心が碎かれ
26-45	人の目の前で

(6) 誓願の供え物と十分の一つの供え物 (27:2-27:29)

章と節	使用箇所
27-2	主に身をささげる
27-29	必ず殺されなければならない

III. 身体各部位の名称と使用回数

(1) 頭部位における名称と使用回数

部位	使用箇所	回数
頭	רֹשׁ (rōš) 8: 9, 8: 12, 8: 13, 13: 12, 13: 29, 13: 30, 13: 40, 13: 44, 13: 45, 14: 9, 14: 18, 14: 29, 21: 5, 21: 10, 24: 14	15
額	מִצְחָה (mēsāh) 13: 41, 13: 41	2
顔	פָּנִים (pānīm), pl. 17: 10, 20: 3, 20: 5, 20: 6, 26: 17	5
髪の毛	רֹשׁ (rōš), שֵׁרָר (šē 'ār) 10: 6, 21: 10	2
毛	רֹשׁ (rōš), שֵׁרָר (šē 'ār) 13: 40, 13: 41, 14: 8, 14: 9, 14: 9, 19: 27	6
まゆ	עֵינַיִם גַּבּוֹת (gabbōth 'ēnayim) 14: 9	1
ひげ	זָקָן (zāqān) 19: 27, 21: 5, 14: 9	3
耳たぶ	תְּנִיכָה (tēnūk 'ōzen) 8: 23, 8: 24, 14: 14, 14: 17, 14: 25, 14: 28	6
目	עַיִן ('ayin), עֵינַיִם ('ēnayim), du. 4: 13, 20: 4, 20: 17, 21: 20, 24: 20, 24: 20, 25: 53, 26: 16, 26: 45	9
鼻	אֵפָיִם ('appayim), du. 21: 18	1
くちび る	שִׁפְתַיִם (šēpātīm), du. 5: 4	1
歯	שֵׁן (shēn) 24: 20, 24: 20	2

口ひげ	זָאֲקָן (zāqān) 13 : 45	1
あご	זָאֲקָן (zāqān) 13 : 29, 13 : 30	2

(2) 体幹部

部 位	使 用 箇 所	回 数
前の皮	עֹרְלָה ('orlah) 12 : 3	1
こうが ん	עֵשֶׂק ('ešck) 21 : 20	1

(3) 上 肢

部 位	使 用 箇 所	回 数
手	יָד (yād) 1 : 4, 3 : 2, 3 : 8, 3 : 13, 4 : 4, 4 : 15, 4 : 24, 4 : 29, 4 : 33, 6 : 2, 8 : 14, 8 : 18, 8 : 22, 8 : 23, 8 : 24, 8 : 27, 8 : 27, 8 : 28, 9 : 22, 12 : 8, 14 : 14, 14 : 17, 14 : 21, 14 : 22, 14 : 25, 14 : 28, 14 : 30, 14 : 31, 14 : 32, 15 : 11, 16 : 12, 16 : 21, 16 : 21, 21 : 18, 21 : 19, 22 : 25, 24 : 14, 26 : 25	38
手のひ ら	כַּף (kaph) 14 : 15, 14 : 16, 14 : 17, 14 : 18, 14 : 26, 14 : 27, 14 : 28, 14 : 29	8
手ず	7 : 30	1
指	אֶצְבַּע ('esba') 4 : 6, 4 : 17, 4 : 25, 4 : 30, 8 : 23, 8 : 24, 9 : 9, 14 : 14, 14 : 16, 14 : 16, 14 : 17, 14 : 25, 14 : 27, 14 : 28, 16 : 19	15

(4) 下 肢

部 位	使 用 箇 所	回 数
足	רֵגֶל (regel) 8 : 23, 8 : 24, 13 : 12, 14 : 14, 14 : 17, 14 : 25, 14 : 28, 21 : 18, 21 : 19	9
親指	בֹּהֵן (böhen) 8 : 23, 8 : 24, 14 : 14, 14 : 17, 14 : 25, 14 : 28	6

IV. 生命に関する用語と使用回数

用語	使用箇所	回数
死ぬ	מות (mūth) 10 : 2, 10 : 6, 10 : 7, 10 : 9, 15 : 31, 16 : 1, 16 : 2, 16 : 13, 20 : 20, 22 : 9	10
殺す	הרג (hārag) 19 : 20, 20 : 2, 20 : 4, 20 : 9, 20 : 10, 20 : 11, 20 : 12, 20 : 13, 20 : 15, 20 : 16, 20 : 16, 20 : 27, 24 : 16, 24 : 16, 24 : 17, 24 : 21, 24 : 21, 27 : 29	18
命	נפש (nepeš) 17 : 11, 17 : 11, 17 : 14, 17 : 14, 26 : 16	5

V. 身体の状態を表す用語と使用回数

用語	使用箇所	回数
身ごも る	זרע (zāra'), hiph. 12 : 2	1
出産	ילד (yālad) 12 : 2, 12 : 5, 12 : 7, 24 : 10, 24 : 11	5
割礼	מול (mūl) 12 : 3, 26 : 41	2
月のさ わり	נדדה (niddāh), + דוּוּה (dāwah) 12 : 2, 12 : 5, 18 : 29, 20 : 18	4
出血	דם מִקֶּר דָּם (m ^e qōr dām) 12 : 7	1
らい病	צָרַעַת (šara 'at), מִצְרָע (m ^e šōrā') 13 : 2, 13 : 3, 13 : 8, 13 : 9, 13 : 11, 13 : 12, 13 : 12, 13 : 13, 13 : 15, 13 : 20, 13 : 25, 13 : 25, 13 : 27, 13 : 30, 13 : 42, 13 : 43, 13 : 44, 13 : 47, 13 : 49, 13 : 51, 13 : 52, 13 : 59, 14 : 3, 14 : 7, 14 : 32, 14 : 34, 14 : 44, 14 : 54, 14 : 55, 14 : 57, 22 : 4	31
らい病 人	צָרַעַת (šarūa'), מִצְרָע (m ^e šōrā'), pual 14 : 2, 13 : 45	2
かいせ ん	נֶתֶק (neteq) 13 : 30, 13 : 31, 13 : 31, 13 : 32, 13 : 32, 13 : 33, 13 : 33, 13 : 34, 13 : 34, 13 : 35, 13 : 36, 13 : 37, 13 : 37, 14 : 54, 21 : 20	15
白せん	בֹּהַק (bōhaq) 13 : 39	1

かさぶ た	יִלְפֶּת (yallepheth) 21 : 20	1
腫・腫 物	מְהוֹרִים (t ^o hōrīm), שְׁחִין (š ^o hīn) 13 : 2, 13 : 10, 13 : 10, 13 : 18, 13 : 19, 13 : 19, 13 : 20, 13 : 23, 13 : 28, 13 : 43, 14 : 56	11
吹出物	מִסְפַּחַת (mispahat), סַפַּחַת (sappahat) 13 : 2, 13 : 6, 13 : 7, 13 : 8, 14 : 56	5
やけど	מִקְוָה (mikwāh), + אֵשׁ ('ēsh) 13 : 24, 13 : 24, 13 : 25, 13 : 28, 13 : 28	5
傷・き ず	מוּם (mūm) 19 : 28, 21 : 5, 21 : 17, 21 : 18, 21 : 21, 21 : 23, 24 : 19, 24 : 20	8
入墨	קְתֹבֶת־קַא'אָ (k ^e thōbeth-qa 'aqa') 19 : 28	1
はげ	קִרְיָה (qērēah), גִּבְבֵּאֵה (gibbēah) 13 : 40, 13 : 41	2
はげ頭	קִרְיָה (qārahāt) 13 : 42, 13 : 42, 13 : 43	3
はげ額	גִּבְבֵּאֵה (gibbēah) 13 : 42, 13 : 42, 13 : 43	3
白髪	שֵׁבָה (šēbāh) 19 : 32	1
耳しい	חֵרֵשׁ (hērēš) 19 : 14	1
目しい	עוּוֵר (i'iwwēr) 19 : 14, 21 : 18	2
足なえ	פִּסְסֵה (pis sēah) 21 : 18	1
せむし	גִּבְבֵּן (gibbēn) 21 : 20	1
こびと	דָּק (daq) 21 : 20	1
骨折	שִׁבְרָה (shēber) 24 : 20, 24 : 20	2
肺病	שַׁחֲפֶת (shachepheth) 26 : 16	1
熱病	קִדְדָה (qaddahat) 26 : 16	1
疫病	דֵּבַר (deber) 26 : 25	1

死人	נֶפֶשׁ (nephesh), + מוּת (müth) 19 : 28, 21 : 1, 21 : 11	3
死体	פֶּגֶר (peger) 22 : 4, 26 : 30	2

VI. その他の用語と使用回数

用語	使用箇所	回数
肉	בָּשָׂר (bāsār) 13 : 10, 13 : 14, 13 : 15, 13 : 15, 13 : 16, 13 : 24, 15 : 2, 15 : 3, 15 : 3, 15 : 7, 17 : 11, 17 : 14, 17 : 14, 26 : 29, 26 : 29	15
身	בָּשָׂר (bāsār) 7 : 20, 8 : 7, 11 : 43, 11 : 43, 11 : 44, 13 : 2, 13 : 2, 13 : 3, 13 : 3, 13 : 4, 13 : 7, 13 : 11, 13 : 13, 13 : 18, 13 : 24, 13 : 33, 13 : 38, 13 : 39, 13 : 43, 13 : 46, 14 : 8, 14 : 9, 15 : 5, 15 : 6, 15 : 7, 15 : 8, 15 : 10, 15 : 11, 15 : 13, 15 : 18, 15 : 18, 15 : 19, 15 : 21, 15 : 22, 15 : 24, 15 : 27, 16 : 4, 16 : 4, 16 : 24, 16 : 26, 16 : 28, 16 : 29, 16 : 31, 17 : 15, 17 : 16, 18 : 20, 18 : 23, 18 : 24, 18 : 30, 19 : 17, 19 : 19, 19 : 28, 19 : 28, 20 : 25, 21 : 1, 21 : 3, 21 : 4, 21 : 5, 21 : 9, 21 : 11, 21 : 17, 21 : 18, 21 : 21, 21 : 21, 21 : 23, 22 : 3, 22 : 6, 22 : 8, 23 : 27, 23 : 29, 23 : 32, 25 : 39, 25 : 42, 25 : 47, 25 : 48, 25 : 50, 27 : 2	77
全身	כּוֹל-בָּשָׂר (kol-bāsār) 15 : 16	1
はだ	עֲרוּהָ ('erwāh) 20 : 17, 20 : 17, 20 : 18	3
皮	עוֹר ('ōr) 13 : 2, 13 : 2, 13 : 3, 13 : 3, 13 : 4, 13 : 4, 13 : 5, 13 : 6, 13 : 7, 13 : 8, 13 : 10, 13 : 11, 13 : 12, 13 : 12, 13 : 18, 13 : 20, 13 : 21, 13 : 22, 13 : 24, 13 : 25, 13 : 26, 13 : 27, 13 : 28, 13 : 30, 13 : 31, 13 : 32, 13 : 34, 13 : 34, 13 : 35, 13 : 36, 13 : 38, 13 : 39, 13 : 39, 13 : 43	34
毛	שֵׁעָר (sē 'ār) 13 : 3, 13 : 4, 13 : 10, 13 : 20, 13 : 21, 13 : 25, 13 : 26, 13 : 30, 13 : 31, 13 : 32, 13 : 36, 13 : 37	12
血	דָּם (dām) 12 : 4, 12 : 5, 15 : 19, 15 : 25, 17 : 4, 17 : 4, 17 : 11, 17 : 11, 17 : 14, 17 : 14, 19 : 16, 20 : 9, 20 : 11, 20 : 12, 20 : 13, 20 : 16, 20 : 18, 20 : 27	18
つばき	רָאֵק (rāqaq) 15 : 16	1

精	שִׁכְבַת־זֶרַע (shik ^o bath-zera')	5
	15 : 16, 15 : 17, 15 : 18, 15 : 32, 22 : 4	

VII. ま と め

「レビ記」の中から、「人とからだ」に関する文字を拾いあげたところ、452箇所で使用されていることがわかった。「出エジプト記」と同じことが言えるのは、この数多い文字の中に、ギリシャや近世の「からだ」にあたる語が見当たらないことである。

本書の中で、特筆しなければならないものの一つに、「人」と「からだ」との関わりを、神の「聖」ということによって結ばれていることである。それは、第11章から第15章までの「浄、不浄の律法」と、第17章から第26章までの「聖潔法典」(神聖法典)に示されている。

旧訳聖書における「聖」とは何であろうか。このことを明らかにすることなしに、「レビ記」における「浄、不浄の律法」および「聖潔法典」の意義を解することは不可能である。

旧訳聖書における「聖」 קֹדֶשׁ (qōdesh) の語源についてはさまざまな説がある。その主なものは次の二つである。第1はアッカド語 (Akkadian language) からの説明で、「明るい」、「輝く」の意味があるので、これによって「聖」と「栄光」、または「火」との関係が語義的に関係づけられている。

第2の見解は、バウディシン (Baudissin, Graft von Wold Wilhdm 1847-1926) によって主張され、一般的に採用されているもので、「分離」がそれである。

神は神であるが故に分離した「全く他なるもの」である。「あなたがたの神、主なるわたしは、聖であるから、あなたがたも聖でなければならない」(レビ 19₁₋₂)。この記事は、神は全く他なるものであるが、ヤハウェに属し、神と関係するものはすべて「聖」であることを意味する。神は人を「聖」によって支配する。その「聖」とは、人のからだに対して完璧、徹頭徹尾 (Whdly=Holy) 具体的な形をもって施される。それが神の愛である。

□ 本文中のヘブライ語の字母は平沢所有のものを使用。

参 考 文 献

- 1) BIBURIA HEBRAIKA : Edited by RUDOLF KITTEL (1937)
- 2) Interlinear Hebrew-English Old Testament : KREGEL REPRINT LIBRARY by George Ricker Berry (1975)
- 3) THE NEW ENGLISH BIBLE : OXFORD UNIVERSITY PRESS. CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS (1970)
- 4) SEPTUAGINTA : Edited by Alfred Rahfs. EDITIO SEXTA (1931)
- 5) THE MOFFATT TRANSLATION OF THE BIBLE, CONTAINING THE OLD AND NEW TESTAMENTS : by JAMES MOFFATT (1964)
- 6) The Body : J. Robinson : p. 11, n. 2 (1952)

- 7) 旧約聖書：関根正雄，創元選書・創元社（1966）
- 8) 旧約聖書総論：ゼリンニロスト・関根正雄訳，待晨堂（1965）
- 9) 旧約聖書の人びと I：F・ジェイムズ・山本七平訳，山本書店（1985）
- 10) 旧約聖書：日本聖書協会（1956）
- 11) 聖書語句大辞典：教文館（1959）
- 12) 出エジプト記：関根正雄訳，岩波文庫（1969）
- 13) 新聖書大辞典：キリスト新聞社（1971）
- 14) 古代思想にあらわれたひととからだ：真方敬道，聖書とその周辺・伊藤節書房（1959）
- 15) キリスト教大辞典：教文館（1968）
- 16) 古典の中の人と体(1)——詩篇の中から——：平沢彌一郎・臼井永男，放送大学研究年報第5号（1987）
- 17) 古典の中の人とからだ(2)——創世紀の中から——：平沢彌一郎・臼井永男，放送大学研究年報第6号（1988）
- 18) 聖書を読む：平沢彌一郎・論創社（1987）
- 19) 小使徒：平沢彌一郎・小使徒社（1989）
- 20) NOVUM TESTAMENTUM GRAECE：BESTLE—ALAND, 26th.（1979）

（平成2年12月19日受理）